

第 4 期大津市保健医療基本計画の策定について

1 第 4 期大津市保健医療基本計画

令和元年度から 6 年間の計画として策定した「おおつ保健医療プラン 2019（第 3 期大津市保健医療基本計画）」については、目指す姿の実現に向けた事業の進捗や課題の改善状況を、計画策定に携わっていただいた各関係団体や委員と共有し、更なる取組の展開へとつなげて計画を推進してまいりました。当計画は令和 6 年度に終期を迎えることから、今年度に市民意識調査を実施し、令和 6 年度に次期計画を策定する予定としております。

次期計画を策定するにあたっては、滋賀県の医療計画等の内容を踏まえ、地域の特性を反映させた独自性のある計画とする必要があります。そのため、有識者から、専門的立場で幅広い意見を聴取し、次期計画に反映することが重要と考えております。よって、大津市保健所条例第 7 条第 1 項の規定に基づく大津市保健所運営協議会の専門部会として設置する「第 4 期大津市保健医療基本計画策定専門部会」により計画策定に関する事項の審議をいただくことといたします。

2 専門部会の概要

(1) 専門部会の名称

第 4 期大津市保健医療基本計画策定専門部会

(2) 専門部会の設置期間

専門部会の設置期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（予定）とします。

(3) 専門部会の開催回数

4 回程度

(4) 専門部会の委員構成

委員 10 人以内

専門部会の委員は、大津市保健所条例第 7 条第 2 項の規定により、大津市保健所運営協議会の委員及び学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱します。

3 専門部会 スケジュール（案）

令和 6 年 7 月 事業説明、現行計画評価説明、次期計画骨子検討

8～9 月 現行計画評価案作成

10 月 素案説明

令和 7 年 3 月 最終説明

4 根拠法令

大津市保健所条例第 7 条第 1 項